
那覇市障がい者自立支援協議会
令和7年度第3回グループホーム連絡会

令和7年3月28日(金) 9:30～11:30

那覇市役所12階 第1研修室B

(那覇市障がい福祉課)



共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

義務化の背景

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

事業所に求められていること

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



「地域連携推進会議」設置の目的

★ 会議の開催と事業所見学を通じた地域との連携により

利用者と地域との
関係づくり

地域の人への施設等や
利用者に関する
理解の促進

サービスの透明性・
質の確保

利用者の権利擁護



利用者

質の高い支援が
受けられる



事業者

地域で運営が
しやすくなる

「地域連携推進会議」の誤解 ①

「バーベキューを企画して、地域の方にも参加してもらおう」

「地域のお祭りがあると聞いたので、うちの事業所も参加しよう」

「地域連携推進会議」は地域との交流会ではありません。

→ 「地域連携推進会議」は、利用者と地域との関係づくりや事業所や利用者の理解促進が目的ではありますが、目的達成のために実施することは「事業所による会議の開催」と「構成員による施設訪問」です。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

義務化の背景

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

事業所に求められていること

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



「地域連携推進会議」の誤解 ②

「会議をしないと減算になる？」

「会議後は那覇市に報告しないといけない？」

「地域連携推進会議」の設置が令和7年度より義務化されたものの、未設置による減算、指定権者への報告義務はありません。

※今後の改定により減算、報告義務が生じる可能性があります。

→ 事業所による議事録の作成や公表(ホームページへの掲載や広報誌への掲載など)は必要です。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

義務化の背景

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

事業所に求められていること

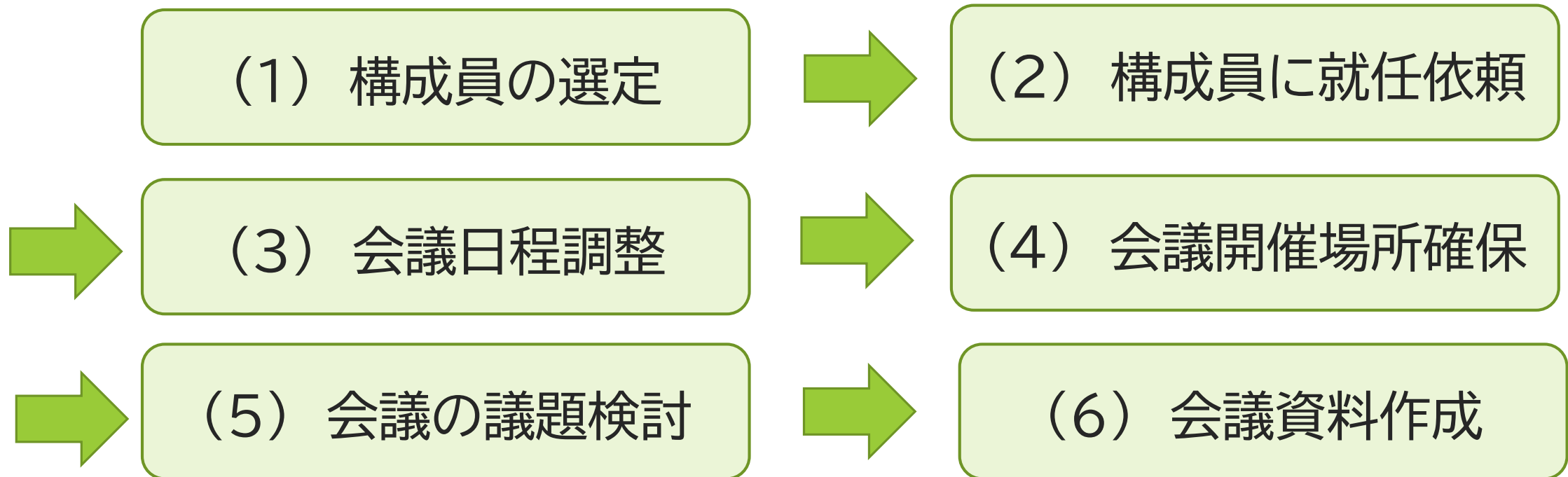
＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



「地域連携推進会議」設置に向けて

★ 開催準備～



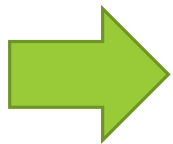
「地域連携推進会議」設置に向けて

★ 開催当日～開催後

(6) 会議資料作成



(7) 会議開催



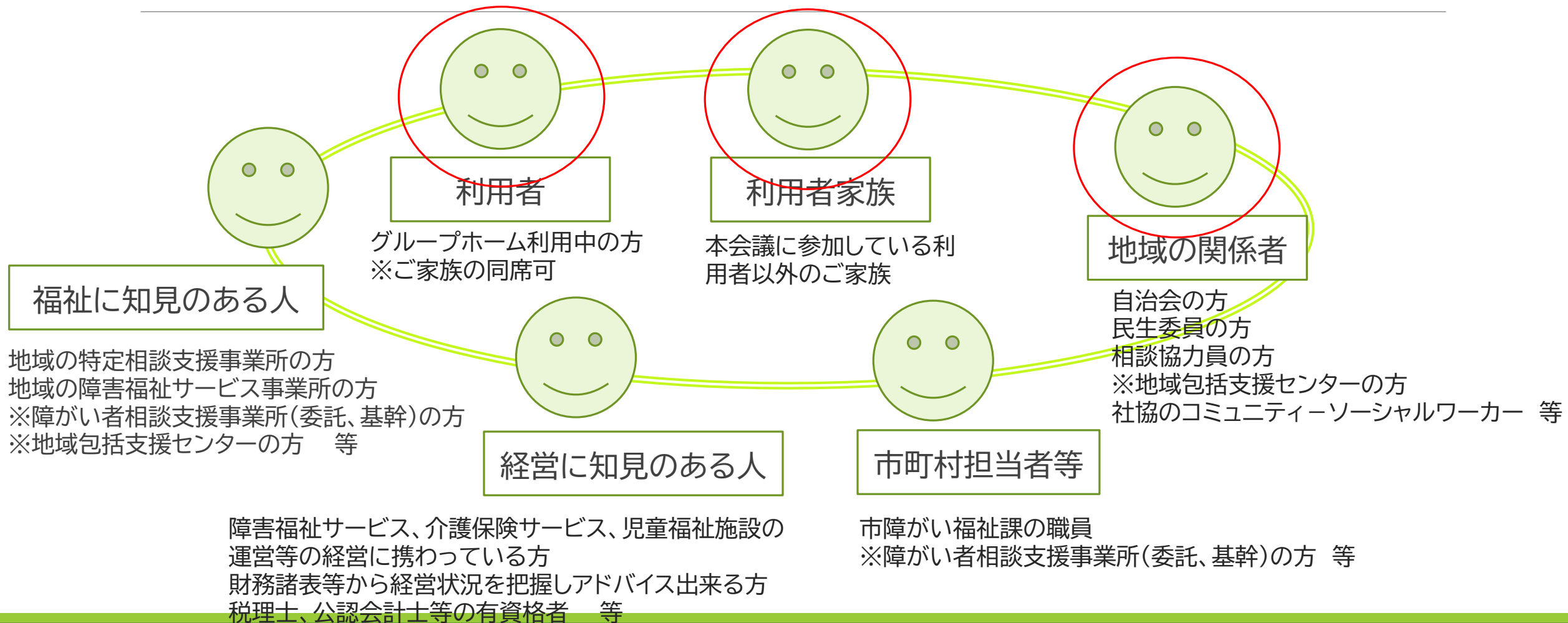
(8) 議事録作成



(9) 議事録・資料公表

(1) 構成員の選定

- 利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出すること
- 人数は5人程度



(5) 会議の議題検討

- 会議の目的を達成するために、目的に沿った議題を設定。
- 会議は、施設等からの一方的な報告だけでなく、構成員と双方向で意見交換できる議題を設定。

会議の目的

地域連携推進会議設置の目的4つを達成するために構成員との情報共有と意見交換を行うこと

議題例)

- 施設等やサービスの透明性・質の確保
 - ・ 利用者の日常生活の様子について
 - ・ 経営状況の報告
 - ・ BCP（業務継続計画）の策定状況について
- 施設等と地域との連携
 - ・ 障がいについてレクチャー
 - ・ 近隣からの苦情等の共有
 - ・ 地域行事のご案内
- 利用者の権利擁護
 - ・ 虐待、事故、ヒヤリハット報告
 - ・ 支援者の様子
 - ・ 利用者の意向アンケート結果

施設訪問の実施

●会議のほか、おおむね1年に1回以上（会議とは別の日）、見学する機会を設ける。

施設訪問の目的

職員・利用者との関係づくり
施設の環境や事業運営の確認

☆ 施設見学や利用者・職員とのコミュニケーションを通じて、施設等の環境、利用者・職員の様子などを確認し、利用者や職員とのつながりをもってもらいましょう。

施設見学のポイントとなっている点)

- 施設環境
 - ・ 居室やリビングにゴミが落ちていないか
 - ・ 設備が壊れていないか
 - ・ 水回りは清潔か
 - ・ 居住の場として快適か
- 利用者
 - ・ 服は清潔か
 - ・ 表情は楽しそうか
 - ・ 怯えているような印象はないか
- 職員
 - ・ 利用者を尊重した態度で接しているか
 - ・ 利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いはないか

事例紹介

- グループホーム彩風の杜なは （松川3丁目）
- グループホームダンス （識名4丁目）

グループホーム 彩風の杜なは

(1) 構成員の選定

利用者:候補者あり
家 族:候補者あり
福 祉:Enjoy
行 政:障がい福祉課

必須の地域の関係者をどうしよう…
松川3丁目地区は自治会がない
隣地区の自治会長にお願いしようか
民生委員はいるのだろうか



(2) 構成員に就任依頼

- ・民生委員名簿から地区担当を確認
- ・事業所から民生委員へ連絡を取り、事業所に来訪していただいた。
- ・事業所から民生委員に対し、地域連携推進会議の目的や地域連携推進員の役割を説明、まずは事業所のことを知ってもらうために所内見学をしていただいた。
- ・地域連携推進員を引き受けてくださるか後日返答をいただくこととなった。

(3) 会議日程調整

- ・事業所から構成員へ連絡を取り、会議の日程調整を行った。

グループホーム 彩風の杜なは

(4) 会議開催場所確保

- ・事業所内3階多目的ホールを確保。

(5) 会議の議題検討

- ・所内で検討し、現在の利用者の状態やグループホームの活動内容(虐待・事故・ヒヤリハット含む)について報告、構成員より事業所への要望や助言を受けることとなった。

(6) 会議資料作成

- ・事業所担当者にて作成
 - ☆会次第・参加者名簿
 - ☆グループホーム概要(設置主体や事業所情報、職員体制、利用者の状況、1日のスケジュール、事業所内でのルールなど)
 - ☆活動報告書(毎月の行事、非常災害対策、施設内勉強会・会議の開催状況、ヒヤリハット・事故報告・苦情受付件数、利用者の状態(支援区分別、性別、食事形態別、通院状況、入退院状況など)

グループホーム 彩風の杜なは

(7)会議開催

所要時間:1時間(前半30分事業所より報告
後半30分で構成員からの質問、交流)

- ・事業所担当者の進行で会議開始。冒頭にて、会議目的を共有。各構成員にて自己紹介。
- ・会議前半で、事業所の利用者の状態や事業所内の活動内容について報告。さらに、同性介助を徹底していること、基本的に通院は家族に対応をお願いしていることなどを報告。
- ・入退院を繰り返す方については訪問看護や訪問診療を導入することで入院が減ったことなど、工夫している点などを共有。

☆構成員から事業所への質問

- ・避難訓練について
避難訓練を複合施設全体で実施していること、訓練実施により課題点が見つかったため今後改善予定であることを共有。
- ・障害福祉サービスと介護保険サービスの違いについて
両制度について説明。

グループホーム 彩風の杜なは

(7) 会議開催

☆構成員から利用者へ

事業所への希望はありますか？、事業所内に相談できる人はいますか？、今一番やりたいことは何ですか？などの質問があがった。

⇒利用者より

「介護タクシーで外出して、メインに行きたい、ドーナツを食べたい」という希望があがった。

⇒事業所職員より

家族へお小遣いの調整をするという流れができあがった。

☆家族より、事業所に対する感謝の思いが伝えられる。事業所にくると家族も元気がもらえるとのこと意見があがった。

(8) 議事録作成

(9) 議事録・資料の公表

グループホーム ダンス

(1) 構成員の選定

利用者:候補者あり
福 祉:Enjoy
行 政:障がい福祉課

必須の利用者家族と地域の関係者をどうしよう..
家族は利用者と疎遠な方、家族が高齢で動けない方ばかり
自治会に何度足を運んでも、自治会長とは会えないし..



(2) 構成員に就任依頼

- ・住まいワーキングリーダーから自治会へ連絡を取り、地域に障がいのある方が利用するグループホームがあること、グループホームの役割、地域連携推進会議についてを説明。
- ・住まいワーキングを開催し、地域の関係者として当該自治会長や地域包括支援センターに参加していただき、地域連携推進会議の目的等について共有、地域のグループホームから就任依頼があった際の協力を依頼。当該ワーキングには今回事例紹介をしている2事業所も参加、ダンスと自治会長の初顔合わせの場を兼ねることができた。

グループホーム ダンス

(3) 会議日程調整

- ・事業所から構成員へ連絡を取り、会議の日程調整を行った。

(4) 会議開催場所確保

- ・事業所内2階ホールを確保。

(5) 会議の議題検討

- ・今回は初めての地域連携推進会議のため、議題を持たずに地域の方(自治会長)の困っていることなど、率直な意見を求めることとした。

(6) 会議資料作成

- ・資料はなし。

グループホーム ダンス

(7)会議開催

所要時間:1時間半(前半30分事業所より報告
後半30分で構成員からの質問、交流)

- ・事業所担当者の進行で会議開始。冒頭にて、会議目的を共有。各構成員にて自己紹介。

☆構成員から事業所への質問

- ・グループホームダンスがどのような施設で、どのような方が住んでいるかわからず、ういう場所でどうい
う方が住んでいるかわからず地域の方に説明できない、清掃作業時に鎌などの道具を渡して良いのか、
地域の祭りの打ち上げでアルコールなどを渡しても良いのか、AEDの設置について等の疑問があがった。

⇒事業所からの回答

- ・ダンスは精神障がいを持った方が地域社会の中で支援を受けながら自立した生活を送るための施設で、
地域生活ができるよう職員が支援している。
- ・清掃作業時はなるべく刃物類は持たせない方が良い、ほうき等危険性がないものを使用させてください。
職員も同伴しているので職員に確認をお願いします。
- ・アルコール類について、普段から精神薬を服用し、精神症状が悪化する恐れがあるため、アルコールはあ
げないでほしいこと、依存症の方の場合は断酒の妨げになることを説明。

グループホーム ダンス

(7)会議開催

☆構成員から利用者への質問

・これから挑戦してみたいことはありますか？困っていることはありますか？ダンスのいいところはどこですか？など。

⇒利用者からの回答

・以前は他の施設で生活し、A型で弁当屋の調理をしていたが体調を崩し、すまいるB型へ変更。すまいる(ダンス)で生活していく中で、目標ができた。ヘルパーの資格を取得し、すまいる障害者雇用で働くことを希望している。(元調理をしていた経験から)魚をさばきたい。

⇒事業所より

・魚をさばいたら自治会長にご馳走しよう！、ヘルパー資格を取ったら障害者雇用へつなげよう！など、事業所側でも検討していることを共有。

☆対話が進む中で、利用者と事業所職員の関係性の良さが垣間見れ、職員との思い出に利用者が涙する場面も。

(8) 議事録作成

(9) 議事録・資料の公表

みなさんの参考になれば幸いです。
構成員の選定等で困った際は、事務局へご相談ください。